

令和7年度おきなわeスポーツ推進事業補助金

質問への回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	応募要領 P3 補助対象経費の委託 費について	<p>子会社への委託は利益排除が原則だと思いますが、子会社の定義を教えてください。(100%子会社・51%子会社で扱いは変わりますでしょうか?)</p> <p>また、ホームページ作成・運営委託の利益排除はどういった計算になりますでしょうか?(人件費と同じ扱い?)</p>	<p>子会社(関係会社)については、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社、関係会社を参考にしてください。</p> <p>利益排除の方法について、原則、製造原価を委託対象経費としますが、難しい場合は、以下の方法で利益排除を行ってください。</p> <p>ア 調達先が100%同一資本に属するグループ企業の場合、決算報告(単独の損益計算書)における売上総利益率(売上総利益÷売上高)をもって取引価格から利益相当額の排除を行ってください。</p> <p>イ 受託者の子会社(関係会社)の場合、決算報告(単独の損益計算書)における営業利益率(営業利益÷売上高)をもって取引価格から利益相当額の排除を行ってください。</p> <p>※ ア、イ利益率については、直近年度から過去3年分の決算報告書を用い平均の率を算出してください。また、利益率がマイナスになった場合は、利益排除は不要です。</p> <p>また、上記の方法で利益排除を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認めるので、事業採択されたら、事前に事務局と相談してください。</p> <p>※他の方法とは、2者以上の関係会社以外から相見積りをとり、事務局と事前に調整を行うこと等を言います。</p>